

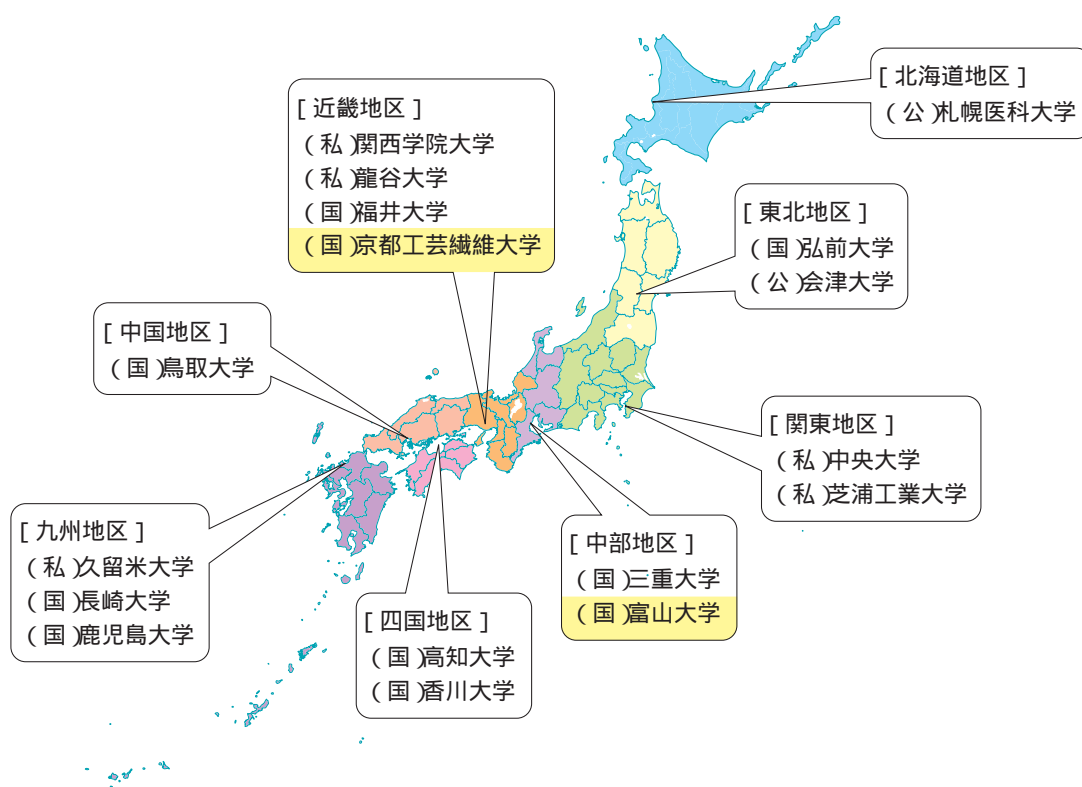
3. 大学・公的研究機関の知的財産活動を支援するための措置

(1) 知的財産管理アドバイザーの派遣

産学連携を促し、産業の活性化をはかるためには、大学等の中で創出された発明等の知的財産を研究者個人の帰属にするのではなく、大学等による機関帰属を原則とすることが効率的である。このためには、大学内に知的財産管理体制を構築し、大学を新規産業創出の核としていくことが必要となる。このような観点から、特許庁では、2002年度から大学が知的財産管理部門を構築することを支援するための専門家（知的財産管理アドバイザー）を派遣する事業を行っている。

知的財産管理アドバイザー派遣事業は、民間企業の知的財産管理業務経験者等を大学に派遣する事業であり、大学に派遣される知的財産管理アドバイザーが、大学職員に知的財産管理実務を指導することにより、将来的に大学自身が自立して知的財産管理部門を運営できるよう支援するものである。

知的財産管理アドバイザーの派遣を受けた大学は、専門の職員や知的財産管理実務に必要な資金などを用意して、知的財産管理アドバイザーと連携し、原則として3年間で知的財産管理体制を構築していくこととなる。2005年度は、以下の17大学に派遣している。



黄色網掛け部は、2005年度から新規に知的財産管理アドバイザーを派遣する大学。
 その他は、2004年度からの継続派遣大学。

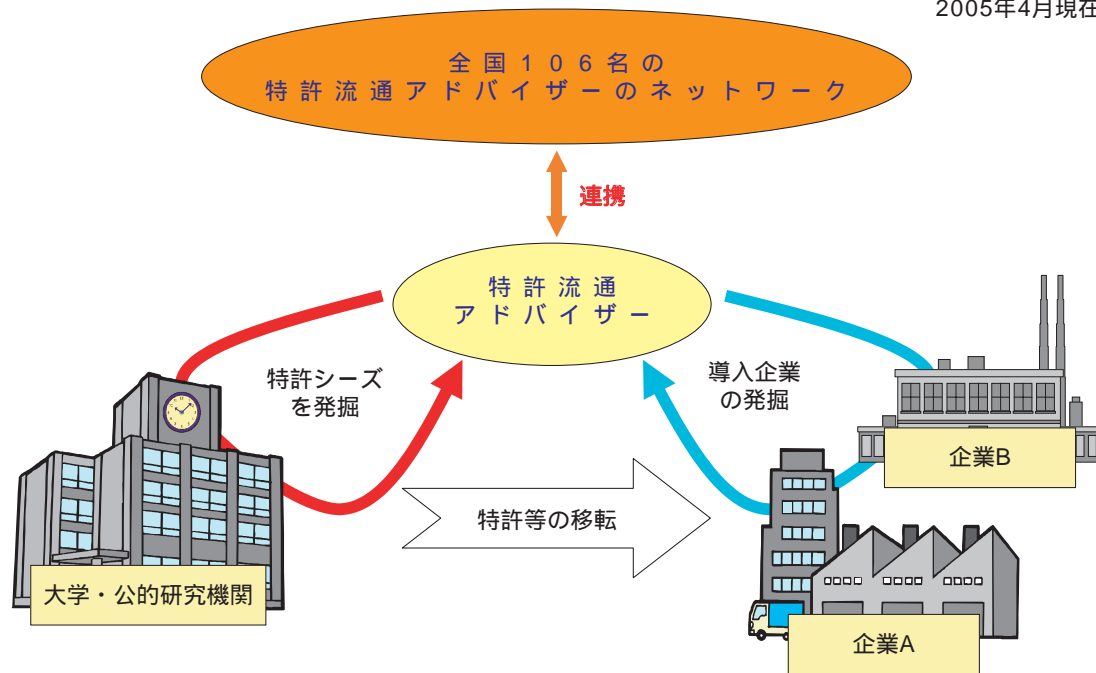
本事業で得た知的財産管理体制構築の成果を、他の大学にも提供するため、事業を通じて得たノウハウを集めたマニュアルを作成するとともに、各種のシンポジウムやセミナーを開催するなど、全国の大学が知的財産管理を成し得るよう支援を進めている。

(2) TLOに対する特許流通アドバイザーの派遣

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、大学等が保有する開放可能な特許技術と、中小企業等の技術導入に対するニーズとのマッチングを目的として、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材である特許流通アドバイザーを、TLOからの要請に基づき派遣している。

【特許流通アドバイザーの活用の概念図】

2005年4月現在



(3) 特許流通データベースの提供

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、大学・公的研究機関の開放特許の流通を促進するために、活用が可能な開放特許を一括して検索できるデータベースを共通のフォーマットで提供している。2005年4月現在、約58,000件の開放特許がデータベースに登録されており、その内、約17,000件が大学・公的研究機関の開放特許である。また、各大学等のHPからリンクすることにより、各大学ごとの開放特許を擬似的に表示する機能（バーチャルデータベース）を搭載し、大学の研究成果の技術移転を促進している。

(4) 大学等への相談員派遣

2001年度より、大学等で創造された知的財産を適切に保護して活用するため、弁理士が少ない地域の大学を対象として産業財産権の専門家（弁理士）を派遣し、特許等に対する個別の出願相談等を行っている。2005年度からは、大学・公的研究機関研究者向けセミナーにて実施する予定。

【事業の概要】

大学研究者から研究成果の特許出願に関わる個別相談を受ける方式で実施。発明の評価、出願手続、審査手続、実施権設定等権利活用に関する事項及び特許係争等、知的財産権全般に関する相談を受ける。

【支援実績】

2002年度：29大学等に110回実施

2003年度：38大学等に90回実施

2004年度：40大学等に110回実施

(5) 特許料・審査請求料の減免措置及び公的支援

大学等技術移転促進法や産業技術力強化法等に基づき、大学・TLO等に対する特許料・審査請求料の減免措置を講ずることにより、大学・TLO等における産学官連携や技術移転の取組みを支援している。

【大学等技術移転促進法に基づく支援】

支援内容	支援実績等（2005年3月末現在） ¹
認定TLOに対する特許料・審査請求料の免除（第12条関係）	経済産業省1機関、農林水産省1機関、厚生労働省1機関、総務省1機関

【産業活力再生特別措置法に基づく支援】

支援内容	支援実績等（2005年3月末現在）
承認TLOに対する特許料・審査請求料の軽減（第32条関係）	特許料の軽減 56件（108件） 審査請求料の軽減 350件（601件）

【産業技術力強化法】

支援内容	支援実績等（2005年3月末現在）
大学及び大学教官に対する特許料・審査請求料の軽減（第16条関係）	特許料の軽減 18件（92件） 審査請求料の軽減 126件（261件）

¹ 経済産業省資料

(6) 早期審査制度

大学等や承認・認定TLOの特許出願のうち、審査請求がされている特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、通常の出願に優先して審査を受けることが可能である。今後、早期の権利取得による研究成果の事業化の促進を図るため、大学等や承認・認定TLOが早期審査制度を活用することが期待される。

(7) 大学等に対するセミナーの開催

大学・公的研究機関の研究者等を対象に、研究成果の権利化と権利活用の促進を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、特許化による研究成果の社会活用の意義について説明する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」を、各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室が開催している。2004年度は、全国で119回開催し、3,182名の参加があった。

また、大学等に特許庁職員を講師として派遣し、知的財産に関する教育を行っている。さらに、2004年4月から学生の受入れを開始した法科大学院を始めとする専門職大学院に対しても、各大学等からの要請に応じて職員を講師として派遣している。

(8) 大学等を特許法第30条に規定する学術団体に指定

特許法第30条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性の喪失の例外として取り扱うことを規定している。大学等が特許庁長官の指定する学術団体とされた場合は、当該大学等が開催する研究集会における研究発表の内容についても、学会発表と同様に新規性喪失の例外が認められる。

2005年3月31日現在の指定状況は、大学140機関、高等専門学校25機関、大学共同利用機関4機関、独立行政法人25機関、公設試験場50機関。

なお、適切に権利を確保するためには、研究発表の前に出願をすることが重要であることから、大学研究者に対してセミナー等を通じて啓発活動を行っている。

(9) パンフレット「研究成果を特許出願するために」の配布

大学等の研究者や特許管理者が、特許制度に関する十分な知識を有し、大学等における研究成果を適切に権利化し、その活用を図ることの重要性を十分に認識することが必要である。特許庁では、大学等の研究者や特許管理者向けに、特許出願に当たってのポイントや特許庁の各種支援策を紹介したパンフレット「研究成果を特許出願するために」を作成し、研究成果の権利化の促進を図っている。

同パンフレットにおいては、特許庁が希望者に無償で配布しているパソコン出願ソフトを活用し、大学等における研究成果を適切に権利化するための方策や、大学等の継続的な研究から生まれる基本的な発明に関する研究成果を海外で権利化するための基礎的な情報等も紹介している。

